

令和8年度湖西市人材確保支援事業 就職イベント等運営業務委託仕様書

1. 契約期間

契約の日から令和9年3月31日(水)までとする。

2. 事業目的

市内企業の「人材確保力」を伸ばし、求職者に向けて魅力を発信し、企業と求職者のマッチングの機会を提供することで、効果的な採用活動による優秀な人材の確保を支援する。

3. 予算上限額（消費税額及び地方消費税額を含む）

4,638,000円

この額には、本事業に係るすべての費用が含まれる。

4. 業務内容

(1) 就職フェア等マッチングイベントの開催

① 内 容：企業情報や地域の魅力、インターン情報等を市内企業の人事担当者等から学生や転職希望者等の求職者へ伝え、就職・転職活動において、市内企業が候補となることを促進するイベントを開催する。

② 対 象：求職者（大学等の学生、概ね45歳以下の転職・再就職希望者）

③ 回 数：1回

④ 目 標：参加求職者120名以上/回

⑤ 企 業：60社程度（湖西市内企業30社程度、湖西市外企業30社程度）

⑥ 会場候補：アクトシティ浜松 展示会イベントホール

静岡県浜松市中央区板屋町111-1

※上記会場以外で参加者の集客が見込める会場であれば、上記会場に限らない。

⑦ 時 期：令和9年1月～3月頃

⑧ 広 報：イベント開催にあたって、以下の広報実施を前提とすること。

・JR東海在来線の車両広告（B3）名古屋～静岡エリア

・遠州鉄道の車両広告（B3）浜松エリア

・駅構内広告やバス広告等 浜松エリア

・SNS広告

※媒体の確保状況やスケジュール等の事情により上記広報の実施が困難な場合は、これと同等以上の周知効果が期待できる代替手法により実施することを認める。

⑨ そ の 他：下記内容について、留意すること。

・近隣市町（磐田市等）と合同で開催すること。

・求職者動員のための広報・営業活動を行うこと。広報・営業活動に係る費用は受託者の負担とする。

・参加特典を付与するなど、来場者の増加を促す対策を講じること。

・出展企業の募集は事業者主体で行うこと。

(2) 企業採用担当者向けのセミナー・相談会

① 内 容：企業の採用担当者が、求職者に自社の魅力を効果的に伝えるために必要なノウハウを身に付けるためのセミナーを開催する。セミナー実施後の時間で、参加者のうち希望する企業担当者に対し、1社30分程度の個別相談会を行う。

② 対 象：市内中小企業の採用担当者等 セミナー20名程度

③ 回 数：1回

④ 会 場：対面形式、オンライン形式、若しくは両者のハイブリッド形式

【対面形式の場合】

・湖西市の公共施設を利用する場合、会場料は不要。

- ⑤ 時 期：令和8年9～11月頃
- ⑥ セミナー例：自社の強みの見つけ方・伝え方、学生と転職者へのPRの仕方の違い、近年の就職・転職活動の動向、SNSの活用の仕方等
- ⑦ そ の 他：下記内容について、留意すること。
 - ・参加者募集のための広報・営業活動を行うこと。広報・営業活動に係る費用は受託者の負担とする。
 - ・セミナー内容に精通し十分な経験を持つ講師等を確保すること。

5. 留意事項

- (1) 各イベントについて、感染症等の感染拡大等に伴い対面形式による開催が困難な場合は、オンライン開催とすることも可とする。
- (2) 必要に応じて、静岡県やハローワーク、近隣市町、商工会等の公的機関と連携すること。
- (3) 市が実施する他の雇用開発事業の広報等に協力すること。
- (4) 本業務に関する書類を整備し、業務終了後の次の年度から5年間保存すること。
- (5) 事業終了後も、監査の対象となった場合等は問い合わせに協力すること。
- (6) 必要に応じて、事業運営のための運営会議を市、受託者協働で実施すること。

6. 役割分担

項目	受託者	湖西市
イベントカリキュラム、スケジュール調整	○	
イベント参加企業の募集	○	●※1
イベント会場の確保	○	●※2
事業に係るチラシ、ポスター、イベント当日の配布資料等のデザイン及び印刷	○	
事業広報	○	●※3
参加求職者の確保	○	
大学等への協力依頼	○	
事業当日の進行及び運営（参加者のアンケート実施含む）	○	

※1 市が把握する市内企業採用担当者への連絡は市が行うことができます。

※2 湖西市の公共施設を使用する場合は市が会場予約を行うことができます。

※3 市が持つ広報媒体（広報紙、SNS、市ウェブサイト等）への掲載を行うことができます。

7. 個人情報の取り扱いについて

受託者は、本事業を実施する上で知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律と別紙「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に基づいて、適切な管理を行うこと。

8. 著作権について

- (1) 当該業務の実施に伴う成果物の著作権については、湖西市に譲渡すること。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物についての著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、当該業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。

9. アンケートの実施及び業務報告について

- (1) 各事業については、アンケートの集計及び報告を行うこと。アンケートの項目等については、委託契約後、両者協議の上、詳細を決定する。

- (2) 事業終了後、令和9年3月31日(水)までに業務完了報告書、収支決算書を市に提出すること。

10. その他

- (1) 「4. 業務内容(1)～(2)」の各業務において、湖西市が他自治体と合同で開催する場合には、合同開催自治体の就職関連業務の受託事業者等と連携・協力し、参加求職者の集客及び事業運営にあたること。また、他自治体主催の事業において、湖西市が合同開催として参加する場合においても、合同開催自治体の就職関連業務の受託事業者等と連携・協力すること。具体的な連携・協力の内容については、その都度、湖西市と受託者で協議・調整するものとする。
- (2) 本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。

11. 見積書について

- 「4. 業務内容(1)～(2)」の業務毎に予算額・積算内訳・積算根拠を明確に示すこと。

以上